

徳川林政史研究所蔵 石河家文書目録(十七)

凡 例

一 本目録は、徳川林政史研究所が所蔵する「石河家文書」について収録したものである。石河家は、尾張藩の年寄役を代々つとめた家柄で、石川光忠が慶長一三年（一六〇八）に徳川家康の命により駿府へ出仕したのをはじめとして、同一五年には美濃・摂津両国内において新知一万石を与えられ、同一七年には初代尾張藩主徳川義直（家康九男）の付属に転じた。光忠の嫡子正光は、承応元年（一六五二）に初めて尾張藩の年寄役に列し、以後歴代にわたって年寄役に就任している。なお、石河家では、当初「石川」の字を用いていたが、享保一七年（一七三二）九月、旧に復して「石河」と記すようになった。当研究所の保管書類である「研究室事務報告（二）自昭和十年一月至十四年十二月」によると、本史料群は、昭和一〇年（一九三五）に名古屋より東京へ移送されたこともあり、同時に石河家より寄贈されたことが知られる。またその他、昭和四二年（一九六七）には、木箱入りの石河家文書一箱を古書店から購入した旨の記録が残されており、戦前期の寄贈分と戦後の購入分とが混在する形をとっている。

一 本目録は「石河家文書目録」（十七）として、前号の続きとなる、史料番号三七四二～三七四三までを収録した。なお、本目録は、文書点数が非常に多いことや紙幅の関係などから、一度に収録することは困難であるため、複数回に分けて掲載していくことにする。

一 本目録では、各史料について、①番号、②表題、③年月日、④差出（または作成者）↓宛所、⑤形態、⑥数量、⑦備考の七項目を採録した。

一 番号は、原則として過去に当研究所において付された番号を利用したが、一部については、今回の整理・目録化作業にあたり、出納・管理の便宜を考慮して新たに番号を付与したものがある。なお、史料の配列や出納の都合上、欠番号はそのままにしてある。

一 表題は、原則として原表題を記し、必要なものについては適宜（一）を付して内容を補記した。また、戦前期に当研究所において製本され、新たな表題が付けられたものについては、「一」を付けて示すことにした。典籍の場合は、原則として内題（巻頭題）を採用し、外題を「一」付きで直後に示すことにした（ただし、内題と外題が同じものに関しては「一」の表記は省略した）。

一 年月日は、原則として史料に記載されている年月日（内容年）を示すことにし、目録作成時に推定した部分については（一）を付けて適宜表記した。また、年次記載がないもの、おおまかな作成年代がわかる場合には（寛政）（寛政以降）（寛政く文化）あるいは（江戸）（明治）などと（一）を付して該当する年号や時期を示すことにし、推定不能の場合には（年未詳）とした。

一 差出（または作成者）↓宛所は、差出人または作成者を矢印の前の部分に示し、宛所となっている人名を矢印の先の部分に置いた。差出人や宛所が複数からなる場合には、初筆の者または内容から判断して最適の人名を一名掲出し、このほかについては「他〇名」と略記した場合もある。また典籍の場合には、著者・編者・版元などを採録し、「一」〔著〕、「一」〔編〕、「一」〔版〕などと表記することにした。

一 形態については、縦（縦帳）・横（横長帳）・横半（横半帳）・状（切紙・続紙・折紙）・鋪（絵図）・綴（作成契機の異なる複数の史料を綴ったもの）

の)・帖(折本)などと示した。小型本については、「横・小」「縦・小」などと表記した。また、戦前期に当研究所において複数の史料を合綴して製本したものに關しては、特に「縦綴」「横綴」などと表記した。

一 数量は、出納・閲覧の便宜を考慮し、後年の改装により、分冊あるいは合綴されたことが明らかな場合でも、現在保存されている状態での点数を採用した。

一 備考には、史料の概略や史料の中に挟み込まれている書状・書付、および綴じ込まれた文書の有無、欠本・合綴・改装の状態など、必要と思われる事柄を*印を付けて適宜表記した。

一 本史料群には、戦前期に当研究所において複数の史料をまとめて製本した合綴史料が数多くみられる。これらについては、その細目を丸番号を付けて列挙することにした(ただし、丸番号は収録順序を示す目安に過ぎず、細目に該当する個々の史料に実際に番号が付されているわけではない)。なお、細目の各項目における配列は、表題、年月日、差出(または作成者)↓宛所、備考の順とし、それぞれを二字アキで示したが(細目の備考については、冒頭に※印を付した)、該当する項目に關する記載がない場合には、省略して表記している。

一 本目録は、平成一四年度〜同二〇年度に行った研究員・非常勤研究員・研究生による夏季・冬季集中史料整理の成果の一部である。調査参加者は、太田尚宏(主任研究員・当時)・白根孝胤(研究員・当時)、石山秀和・浦井祥子・栗原健一・坂本達彦・渋谷葉子・清水聡・滝口正哉・田原昇・西光三・藤田英昭・宮原一郎(以上、非常勤研究員・当時)、上野恵・小宮山敏和・高橋伸拓・根岸美季・松本剣志郎・山崎久登・吉成香澄・倉持隆・中村佳史(以上、研究生・当時)の二二名である。

なお、採録された整理カードの内容点検と原稿化作業は、高田綾子・池ノ谷匡祐・武藤洋子(非常勤研究員・当時含む)の協力のもとで、藤田英昭(マネージャー)が担当した。

【参考】石河家歴代当主の略歴(尾張家付属から明治三年まで)

初代 光忠 [市正・太八郎 初名太郎八]

慶長一三年冬

家康の命により一五歳のときに駿府へ出仕

慶長一五年一〇月一二日

美濃・摂津両国内に新知一万石を与えられる

慶長一七年

尾張藩初代藩主徳川義直に付属する

寛永五年九月一九日

死去 法名は大雄院玄信

二代 正光 [伊賀・太郎八 初名加助]

寛永五年

家督を相続する

寛永一九年

寄合触流となる

承応元年九月

年寄役となる

寛文四年六月一二日

御役御免となる

寛文一一年九月一〇日

死去(五七歳) 法名は蓮華院

三代 章長 [隠岐守 伊賀・伊賀守・大和守・出羽守・佐渡守・大和守 初名七郎左衛門 隠居名章長]

和守

万治元年

初めて藩主に御目見をする

寛文一一年一〇月

家督を相続し、大寄合に属する

寛文二年四月一日 伊賀と改名する

延宝三年三月二六日 年寄役となる

延宝五年閏一二月二八日 従五位下伊賀守に叙任される

貞享元年一二月二五日 大和守に改める

貞享二年六月二三日 出羽守に改める

元禄元年一二月六日 佐渡守に改める

元禄三年一二月四日 大和守に改める

元禄一二年一一月一三日 隠岐守に改める

宝永三年二月九日 隠居し、章長と名乗る

宝永五年五月四日 死去(六〇歳) 法名は章長院

四代 正章 「出羽守 太八郎・靱負・大炊 初名幸七郎 隠居名

愚翁」

元禄七年一〇月四日 初めて藩主に御目見をする

元禄一三年一二月二二日 靱負と改名する

宝永三年二月九日 家督を相続し、大寄合に属する

宝永三年三月二五日 年寄役となる

宝永四年正月 大炊と改名する

享保四年一二月二一日 従五位下出羽守に叙任される

享保一六年六月一五日 隠居

享保一六年八月 愚翁と名乗る

宝暦三年七月二八日 死去(七〇歳) 法名は清静院

五代 忠喜 「伊賀・太八郎・隠岐 初名七太郎」

享保四年九月一二日 初めて藩主に御目見をする

享保七年二月二〇日 太八郎と改名する

享保八年二月 隠岐と改名する

享保一七年六月一五日 家督を相続する

享保一七年九月 「石川」を「石河」と改め、伊賀と改名する

享保一八年六月二二日 死去(二八歳) 法名は真源院

六代 光當 「伊賀守 雅楽・伊賀 初名千次郎」 実は出羽守正章

の二男

享保六年四月二二日 石川兵庫の名跡を継ぎ、普請組寄合となる

享保一六年四月二九日 御書院番頭となる

享保一六年九月一九日 御用人となる

享保一八年八月二二日 兄伊賀(忠喜)の名跡を継ぐ

享保一九年二月 伊賀と改名する

元文四年八月六日 年寄役となる

元文五年一二月二一日 従五位下伊賀守に叙任される

安永二年七月二三日 死去(六一歳) 法名は徳源院

七代 光籌 「伊賀守 太八郎・一学 初名銀次郎」 実は伊賀守光當

の四男

寛延元年一〇月二五日 石河三蔵の名跡を継ぐ

明和五年二月一五日 父伊賀守光當の内願により嫡子となる

明和五年三月一日 太八郎と改名する

明和八年八月五日 御側同心頭御用見習となる

明和八年一〇月二六日 御側同心頭となる

安永二年九月一四日 父伊賀守の遺跡を継ぐ

安永二年一〇月一日 年寄役となる

安永二年一二月二八日 従五位下伊賀守に叙任される

文化二年七月一七日 御用方ならびに加判御免となる

文化六年四月二〇日 死去(六四歳) 法名は乾龍院

光 豊 「太郎八 初名 初次郎」 実は太郎八光堅(賢)の嫡子

安永九年正月一五日 伊賀守光籌の養子となる

天明元年正月二二日 太郎八と改名する

享和二年八月二四日 御側大寄合御用見習となる

享和三年五月一二日 死去(四〇歳) 法名は縁樹院

八代 光 茂 「出羽守 太八郎・伊賀守 初名 幸七郎」 実は太郎八

光豊の嫡子

文化三年二月九日 祖父伊賀守光籌の願いにより嫡孫承祖が認められる

文化六年六月一〇日 伊賀守光籌の遺跡を継ぎ、諸事光籌の通り務めるべき旨を仰せつけられる

文化九年二月一日 加判(年寄役)となる

文化一二年九月一日 加判御免となる

文化一四年一二月一四日 加判となる(再勤)

弘化三年一二月二二日 従五位下伊賀守に叙任される

嘉永元年一〇月二四日 出羽守に改める

嘉永六年六月二九日 隠居

慶応三年 死去

九代 光 晃 「太八郎・佐渡守・佐渡・太八郎 初名 孟二郎」

嘉永六年六月二九日 家督を相続する

嘉永六年九月二八日 加判となる

嘉永六年一〇月二日 太八郎と改名する

安政四年一二月二二日 従五位下佐渡守に叙任される

明治元年一二月二四日 官位返上により、佐渡と名乗る

明治二年正月一五日 刑事知事を仰せつけられる

明治三年九月 明治政府より笠松県貫属を仰せつけられる

〔系譜〕「石河家文書一〇二二」および「藩士名寄」「士林派洄」による

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三三四一 三ツ物(当世諷刺之書付)

(江戸)

状 一

* 三三四一、三三四二の括り紐とも。糊継ぎ剥がれ。「勝たよふて負たものハ 神田橋の喧嘩・尾上梅幸・神明の公事」「負たよふて勝つたものハ 稲葉能登・高麗屋・神明の相手」などと記載されている。

三三四二 (三之丸御宮江御参詣被遊候節之御服装ニ付書付)

(慶応元年)

状 一

* 元千代様(十六代徳川義宣)・前大納言様(十四代徳川慶勝)・玄同様(十五代徳川茂徳)の名前あり。一部虫損。

三三四三 (来ル十七日御宮江御参詣并御祭礼御覧被遊候付書付)

(慶応元年)四月二三日

御目付

状 一

三三四四 (行列図)

(慶応元年)

状 一

三三四五 御祭礼供奉社家順

(慶応元年)

状 一

* 三三四一、三三四二の紙綴りとも。

三三四六 (町奉行其外人名書付)

(慶応元年)

状 一

* 町奉行の他は町奉行所吟味役・御同朋など。

三三四七 (京町・伝馬丁・七間丁装束仕立之儀書付)

(慶応元年)

状 一

三三四八 (十六日中食之献立其外書付)

(慶応元年)

状 一

三三四九 (十八日中食之献立書付)

(慶応元年)

状 一

三三四一〇 (十七日尊寿院晚其外献立書付)

(慶応元年)

状 一

三三四一一 (十七日御厩御覧所献立書付)

(慶応元年)

状 一

三三四一二 御祭礼供奉騎馬僧順

(慶応元年)

状 一

三三四一三 御法会ニ付御宮詰之面々尊寿院門内江

(慶応元年)四月

状 一

召達候供人数等之覚

* 端裏に「供廻り人数等之書付」と記載されている。

三三四一四 (御家中物頭以上三之丸御宮拜礼之儀ニ付達)

(慶応元年)四月

御目付

状 一

* 本文中に「当年ハ御神忌ニ付」と記載されている。虫損あり。

石河家文書目録(十七)

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三毛四一五 勢州参宮道(里程其外覚書)

(江戸)

状 一

三毛四一六 (祭礼供奉之者御目見之儀ニ付書付)

(慶応元年)

状 一

三毛四一七 (東照宮式百五拾回御神忌法会之儀ニ付書付)

(慶応元年)四月

状 一

尊寿院僧正↓
寺社奉行 小笠原三郎右衛門・鈴木久太夫

三毛四一八 御献立

(慶応元年)

状 一

*糊継ぎ剥がれ。

三毛四一九 (御神忌御法会之書付写三通進上ニ付書状)

(慶応元年)四月一三日

小笠原龍三↓石佐渡守(光晃)様

状 一

三毛四二〇 (精進日・拝礼日・御祥月書付)

(江戸)

状 一

*三毛四二〇、三毛四二三の紙継りとも。

三毛四二三 (石河家歴代の奥方院号書付)

(江戸)

状 一

*「宝照院様」「清住院様」「清凉院様」其外一三名の院号が記載されている。

三毛四二三 御年回御法事旧暦日付(石河家歴代・奥方)

(江戸)

状 一

*「大雄院殿」「蓮華院殿」「章長院殿」其外一八名が記載されている。

三毛四二三 御城附聞書写(米人登城之儀ニ付書付)

(安政四年)

状 一

*三毛四二三、三毛四二四の紙継りとも。端裏に朱書で「一」と記載されている。

三毛四二四 林家風説書写(亜墨利加人登城ニ付朝鮮人來聘記録取調之旨書付)

(安政四年)

状 一

*端裏に朱書で「二」と記載されている。

三毛四二五 (例弊使武者小路殿夷人共と行逢ニ付風説書)

(慶応三年)五月

状 一

*慶応三年四月二四日、日光奉幣使武者小路公香が帰京の途中、掛川駅で英国公使館通弁官アーネスト・サトウと同国人ワークマンが大坂より東下するに遭遇し、従士数人が深夜サトウ等の旅宿を襲撃した一件に関するもの。

三毛四二六 (前ノ駿州大守剛叔玄勝禪定門肖像ノ賛ニ付書付)

(江戸)

状 一

* 三五四一六、三五四一七の紙縫りとも。

三五四一七 (前駿州大守剛叔玄勝禪定門肖像ノ賛ニ付書付)

(江戸)

状 一

三五四一八 (東照宮式百五拾回御神忌ニ付達書)

(慶応元年)四月二三日

御目付↓(石河)

状 一

三五四一九 (御鷹狩行列書)

(江戸)

状 一

* 岡田専金・岡田治左衛門・加嶋清八郎(御徒目付)其外随行。

三五四二〇 伊勢参宮御船列覧

(江戸)

状 一

三五四二一 (源敬公御宣堂相応院殿由緒書付)

(江戸)

状 一

* 包紙とも。包紙に「成瀬典膳致所持候同名書記置候書付之写」と記載されている。源敬公は初代徳川義直。相応院殿は義直の生母お亀の方。

三五四二二 淑姫君様御入輿之御次第

(寛政一〇年)二月一五日

状 一

* 淑姫君様は十一代将軍徳川家斉の長女で、十代徳川斉朝の御簾中。

三五四二三 覚(淑姫君様御入輿当日ニ付書付)

(寛政一〇年)二月一

状 一

三五四二四 (御成先出火之節出方ニ付書付)

(江戸)

状 一

* 端裏に「御成先出火之節出方之事」と記載されている。糊継ぎ剥がれ。

三五四二五 (佐渡守様江寒中御見廻御取計被下度ニ付書状)

(江戸)二月一五日

折紙 一

伊藤成美(花押)・名倉胤(花押)
↓堀田郷右衛門様外五名

三五四二六 (年始之御規式首尾好相済候ニ付書状)

(安政五年)元治元年

状 一

岡部因幡守長富(花押)
↓石河佐渡守(光晃)様

* 岡部長富は本丸御側、元治元年死去。

三五四二七 (公方様両加茂社御幸供奉次第)

(文久三年)三月二日

状 一

* 十四代将軍徳川家茂の両加茂社行幸供奉の次第を記したもの。

三五四二八 (華町用心之為之タソヤ行燈ニ付書付)

(江戸)

状 一

* 三五四二八、三五四二四の紙縫りとも。三五四二八、三五四二四の紙縫りとも。糊継ぎ剥がれあり。

番 号 表 題	年月日	差出(作成)↓宛所	形態・数量
三五四一五 (徑一囲ミ之法ニ付書付)	(江戸)		状 一
三五四一六 (田沼政治の風刺カ)	(江戸)		状 一
三五四一七 *虫損あり。「ドン／＼と金を設し其上に大コに張はばちやあたらん」という返し歌が記載されている。			状 一
三五四一八 (蚊ノ爺の話)	(江戸)		状 一
三五四一九 *水損のため開封不能。			状 一
三五四二〇 愚筆(京都立願寺之儀御尋ニ付)	(江戸)九月一日	新屋 喜助↓蓮花寺 法寿子様	状 一
三五四二一 *糊継ぎ剥がれ。			状 一
三五四二二 (伊勢貞丈大人随筆洗革卷之内風火合運歳ニ付書拔)	文政二三庚寅年閏三月		状 一
三五四二三 *糊継ぎ剥がれ。文政一三年の「風火合運歳」の書上が記載されている。			状 一
三五四二四 流鏑馬射手(姓名書上)	(江戸)		状 一
三五四二五 *端裏書あり。			状 一
三五四二六 常陸帯拔書	(江戸)		状 一
三五四二七 *端裏に「常陸帯拔書 常陸帯之書ハ水府御藩中名者彪ト云者之述作也」と記載されている。『常陸帯』は藤田東湖の著作。			状 一
三五四二八 (後藤譜・狩野譜)	(江戸)		状 一
三五四二九 *三五四二六、三五四二七の包紙とも。包紙上書「狩野中興系図」と記載あり。糊継ぎ剥がれ。後藤家と狩野家の系図を書き付けたもの。			状 一
三五四三〇 藤原氏狩野中興系図	正徳五年三月	知勒城 鄭澤↓狩野四郎次郎先生	状 一
三五四三一 *糊継ぎ剥がれ。ムレあり。知勒城鄭澤には「チロクセイテイタク」とルビが振られている。			状 一
三五四三二 御祭礼順書(名古屋東照宮祭礼)	明和五年		小横 一
三五四三三 *三五四二六、三五四二七の包紙・紙縫りとも。包紙に「明和五年改 御祭礼順書」と記載されている。「東照宮神輿」の記載あり。			状 一
三五四三四 (御年寄・七寺其外御目見次第書)	(江戸)二月二八日		状 一
三五四三五 *三五四二九、三五四三〇の包紙とも。包紙に「三ヶ日御次第書」と記載されている。			状 一
三五四三六 (御焼火之間御目見之次第書)	(江戸)二月二八日		状 一
三五四三七 *「新知御足高被下」「倅被召出」「御加増米被下」など。山村甚兵衛の出府についての御目見も記載されている。			状 一

三七四二五 (元日御目見次第書) (宝暦)正月朔日 状 一

*端裏に「元日御次第」(朱書)と記載されている。「熊五郎様」(のちの九代徳川宗睦)の記載あり。

三七四二六 (二日御目見次第書) (宝暦)正月二日 状 一

*端裏に「二日御次第」(朱書)と記載されている。

三七四二七 (三日御目見御次第書) (宝暦)正月三日 状 一

*端裏に「三日御次第」(朱書)と記載されている。

三七四二八 (正月六日御次第書) (宝暦) 状 一

*端裏に「六日御次第」と記載された付札あり。

三七四二九 (正月十一日御具足御祝次第書) (宝暦) 状 一

三七四三〇 (享保十一年丙午正月三日御謡初御規式御広間之絵図) 鋪 一

*包紙とも。縦六一・八cm×横七七・八cm。「享保十一年丙午正月三日御謡初御規式御広間ノ絵図也、前々ヨリ御座候御絵図トハ御様子少々相違之所茂在之ニ付今度改被仰付候」と記載されている。六代徳川継友治世下の御謡初の様子を描いた絵図で、儉約令のためか御盃台が描かれていない。

三七四三一 (正月二十一日公方様御賀之祝儀ニ付次第書) (享保一八年) 状 一

正月二日

*三七四二九、三七四三〇の包紙・紙縫りとも。糊継ぎ剥がれ。御賀御祝儀とは五〇歳の誕生日のこと。「公方様」は八代將軍徳川吉宗。

三七四三二 (御本丸御城帳書拔(年始並びに御賀御祝儀ニ付)) (享保一八年) 状 一

正月二四日～二月一二日

*三七四二九、三七四三〇の包紙とも。包紙に「書付 式通」と記載されている。糊継ぎ剥がれ。

三七四三三 (公方様西御丸江被為成御賀御祝儀ニ付御城帳書拔) (享保一八年) 状 一

正月二五日～二九日

*糊継ぎ剥がれ。

三七四三四 (公方様御賀御祝儀ニ付西御丸御城帳書拔) (享保一八年) 状 一

正月二二日～二八日

*糊継ぎ剥がれ。

番号表題	年月日	差出(作成)↓宛所	形態・数量
三三四一六 御本丸御城帳書拔 (年始並びに五十御賀御祝儀其外二付) *糊継ぎ剥がれ。	(享保一八年) 正月六日〜二九日		状 一
三三四一七 (大砲行列図)	(江戸)		状 一
三三四一八 覚(御召御具足其外土蔵之分大概二付)	(江戸)		状 一
三三四一九 御本丸御城帳書拔(公方様御賀御祝儀二付) *包紙とも。包紙に「公方様五十御賀御祝儀両御丸御城帳書拔 二通」と記載されている。糊継ぎ剥がれ。	(享保一八年) 正月六日		状 一
三三四二五 西御丸御城帳書拔(公方様御賀御祝儀二付) *糊継ぎ剥がれ。	(享保一八年) 正月二日		状 一
三三四二六 上野・増上寺御参之節覚 *三三四二六、三三四二六の包紙とも。包紙に「志水甲州殿覚書写真候、是ハ寛保元酉年被相務候覚也 寛保四子春」と記載されている。本紙端裏に「延享元子四月晦阿部石見殿 御参之御供被勤候節咄有之候趣記 但草案 追而本留ニ可認」と記載あり。	(寛保四年(延享元年) 四月		状 一
三三四二七 (増上寺御参ニ付書付)	(寛保四年)		状 一
三三四二八 (年始上野御参ニ付書付)	(寛保四年)		状 一
三三四二九 円覚院様御代当時相違(尾張家年頭御札次第書) *円覚院様は四代徳川吉通のこと。	宝永四年亥 正月朔日〜二日		状 一
三三四三〇 紅葉山八日之御仏殿 *三三四三〇、三三四三七の紙縫りとも。縦三〇・四cm×四二・八cm。「八日之御仏殿」とは延宝八年五月八日に死去した四代將軍徳川家綱の仏殿のこと。	(江戸)		鋪 一
三三四三七 紅葉山廿日之御仏殿	(江戸)		鋪 一

(紅葉山大猷院廟御予参供奉次第図)

* 縦三〇・四 cm × 四二・八 cm。「廿日之御仏殿」とは慶安四年四月二〇日に死去した三代将軍徳川家光の仏殿のこと。

三七四二七

(紅葉山廿日之御霊屋江中将様御予参御供勤之図)

(元文五年カ)
申正月一〇日

鋪 一

* 「中将様」は八代徳川宗勝。縦四四・八 cm × 横三二・四 cm。

三七四二七

(中将様紅葉山大猷院様御霊屋御予参之節御供ニ付書状)

(元文五年カ)
正月一日

状 一

三七四二七

(紅葉山大猷院様御霊屋御予参之節御供ニ付書状)

(元文五年カ)
正月九日

状 一

三七四二七

(享保五子年水戸様紅葉山大猷院様御霊屋江御予参之節御供家老扣場所ニ付書状)

(元文五年)
正月一〇日

状 一

三七四二七

付届之覚(尾張家役職別付届次第)

(享保元年)申六月

状 一

* 紙縫りとも。端裏に「享保元年歟」と記載された付札あり。

三七四二一

札(山階宮様・嘉陽宮様・会津侯)

(元治)二六日

状 一

* 三七四二一、三七四二二、三七四二四は一括。三七四二二、三七四二四の括り紐とも。山階宮は晃親王、嘉陽宮(＝賀陽宮)は朝彦親王、会津侯は松平容保のこと。

三七四二二

(藏人宣下ニ付書付)

元治二年二月五日・九日

状 一

* 二月五日に勧修寺経理が辞任し、九日に水無瀬経家・葉室長邦が補任されたことを記す。

三七四二三

口状(松平伯耆守・阿部豊後守上京ニ付市中徘徊不可有之旨廻状)

(元治二年)
二月二日

状 一

→水戸様他見廻方御警衛御当番中

* 末尾に「追而御廻覧飛鳥井家江可被成御返却候」とあり。松平伯耆守は本庄宗秀、阿部豊後守は阿部正外(いづれも老中)のこと。

三七四三四

(阿部豊後守京都表罷越其外御城書写)

(元治二年)
正月一九日～二二日

状 一

三七四三五

(神保山城守御役御免其外御城書写)

(元治二年)
三月五日～九日

状 一

番 号 表 題	年月日	差出(作成)↓宛所	形態・数量
三七四三六 (廿六日伝奏衆分勝手次第参府被仰出其外民部大輔殿使者内田壮次郎申述ニ付書付)	(元治二年カ)		状 一
三七四三七 (徳川寿千代殿逝去其外ニ付御城書写)	(元治二年) 二月三日〜五日		状 一
* 徳川寿千代は田安慶頼の長子で田安家六代。			
三七四三八 (小倉軍目付岩瀬内記・多賀鞆負二月六日帰京ニ付寛)	(元治二年)		状 一
* 両名とも第一次長州征討で軍目付となり、二月六日に帰京したことを示したものの。			
三七四三九 案写(大膳父子江戸江被為召候儀ニ付調案)	(元治二年)二月一〇日		状 一
三七四四〇 (鷺津穀堂漢詩書付)	(元治〜慶応)		状 一
* 三七四二〇、三七四二二の括り紐とも。「攘夷先鋒」「幕府因循」「馬関先登」などの文言あり。鷺津穀堂は漢詩人、尾張藩の儒者、永井荷風の外祖父。明倫堂教授。 文政八年生、明治一五年没。鷺津宣光(九蔵・重光など)と同一人物。			
三七四四二 (禁門の変ニ付書状)	(元治元年)	田村采女 矩政(花押) ↓雲林院 長良様	状 一
* 「七月十九日」の日付が書かれていることを根拠とする。「騷動」「飛雲もへ上り」などの文言もある。			
三七四四三 (五言絶句書付)	(江戸)		状 一
* 三七四二三、三七四二九の括り紐とも。手習いの跡あり。			
三七四四三 (鄭成功一族由緒ニ付書付)	(幕末カ)	(安井槐堂)	状 一
三七四四四 (漢詩書付)	(江戸)		状 一
* 唐程賀の漢詩。			
三七四四五 (鄭成功一族由緒ニ付書付)	(幕末カ)	安井謙認	状 一
三七四四六 (鷺津穀堂ニ付寛書)	(元治〜慶応)		状 一
三七四四七 卓袱会席趣向帳(付札)	(嘉永六年〜安政二年)		状 一

三七四一八 (京都商人名書上) (幕末カ) 状 一

* 「虎屋近江、四条通寺町東江入北側 柳屋出羽、三条通古川町角出張 熊谷近江」とあり。

三七四一九 (鷲津穀堂書上案) (元治ノ慶応) 状 一

三七四二〇 (持病相勝不申候其外ニ付書状) (江戸ノ二月一日) 河本↓浅井文五郎様他一名 状 一

* 三七四二〇、三七四二一の括り紐とも。

三七四二三 (朝制御一変領地人民奉還ニ付書状) (明治二年) 状 一

* 後欠。

三七四二三 (名古屋藩重役・独立諸侯列其外ニ付書付案) (明治) 状 一

* 石河家の去就に関わるものか。

三七四二三 (加島作右衛門在京中文学局授読仕埋被命候ニ付書状) (明治)七月二日 文学□事↓岡田理馬吉殿他二名 状 一

三七四二四 (漢詩七言絶句書上) (江戸ノ明治) 状 一

三七四二五 (佐渡儀旧幕受封高を領し附属罷在ニ付書付案文) (明治二年) (石河佐渡守光晃) 状 一

三七四二六 (案文) (明治) 状 一

* 「御兵制之儀ニ付而ハ」と書き出しあり。

三七四二七 (案文) (明治) 状 一

* 「御一条江付」「御直ニ可被」と記載あり。

三七四二八 (隔地不行届ニ付先々御呼寄今便召状為差登ニ付書状案) (明治) 状 一

* 前欠。筆跡は小瀬新太郎のものと推測される。

三七四二九 草案(御家彼是御議論ニ而出京難成等ニ付書状案) (明治) 御名↓志水武雄様 状 一

* 端裏書に「草案」とあり。

三七四三〇 (中村修之進殿主計様へ御面談申置ニ付書付) (明治) (河本)好 状 一

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三七四一三
(包紙カ)

*「上」「河本好」と記載あり。

(明治)

状 一

三七四一三

(私受封高御高外之確証旧記等不少ニ付書付)

(明治)

状 一

* 後欠。石河家領知の性格に関するもの。

三七四一三

(御旅中御伺申置ニ付書状案)

(明治)

状 一

秋元莊助他一名↓神原兵庫様

三七四一四

(上ニも深以心配被遊其外ニ付書状)

(明治)

状 一

* 前後欠。

三七四一五

(御家御領知尾州御拝領高之内との趣其外ニ付書状)

(明治)

状 一

秋元莊助・河本好他一名
↓清水健三郎殿他三名

三七四一六

(此書面着次第即時発足下向可有之ニ付書状)

(明治)七月一九日

状 一

* 「御一条ニ付」とあり。三七四一七と関連するもの。

三七四一七

(私受封高御高外之確証旧記等不少ニ付書付)

(明治)二月

状 一

* 端裏に「草案式」などと記載あり。

三七四一八

(版籍奉還之上表有之旧幕府受封之土地人民奉返上度ニ付書付写)

(明治)二年六月

状 一

三七四一九

(医薬修行仕ニ付由緒書付)

(明治)

状 一

* 後欠。

三七四二〇

(出京御請申上方可然ニ付書状案)

(明治)二月

状 一

* 前欠。

三七四二一

(佐渡儀旧幕府受封高を領し尾州へ附属罷在ニ付書状案)

(明治)九月

状 一

* 佐渡は石河光晃のこと。

三七四二二

(藩知事被為蒙仰候上者御藩政者朝制之儀申迄も無之ニ付書付案)

(明治)二年

状 一

何者家来

三七四十三 (書狀貼付) (明治) 状 一

* 細目①と②が張り付いている。

① (其御含を以奉願趣其外ニ付書狀断簡) (明治)一〇月二三日

※ 前欠。

② (丹羽淳太郎登京被致候其外書狀断簡) (明治期)

※ 後欠。 糊継ぎ剝がれ。 丹羽淳太郎(賢、弘化三年～明治一年)は維新後、名古屋藩大参事、司法大丞などを歴任。

三七四十四 (昨年受封判物依朝命奉差上ニ付書付案文) (明治) 状 一

* 後欠。

三七四十五 (御一条之御手順番方不承知ニ付書狀) (明治カ)七月 状 一

* 「動搖之氣色」「過激之徒鎮り方」などの文言が見られる。

三七四十六 (御家おゐてはいつゝ迄も御実意進退被遊ニ付書狀) (明治)六月二日 状 一

飯沼五百之進・秋元莊助・河本好
↓ 内田善蔵様

三七四十七 (御館御印鑑ニ而御旅行ニ付書狀) (明治) 状 一

飯沼五百之進・河本好
↓ 鈴木小左衛門殿

* 包紙とも。

三七四十八 (内田殿より之手紙奉入御覽ニ付書狀) (明治)六月朔日 状 一

飯沼五百之進↓河本好様

三七四十九 (脱出之輩取締不行届ニ付書付) (明治)一〇月 状 一

三七五十 (飯沼殿の御通用之戸数・人員調等其外ニ付書狀) (明治) 状 一

* 後欠。

三七五十一 (私受封高ニ付書付案) (明治) 状 一

* 後欠。

三七五十二 御願書草案式(私領地人民奉還之儀ニ付) (明治二年)七月 状 一

御名

三七五十三 (替地可遺旨尾州家分申聞有之ニ付書付案) (明治)二月 状 一

御名

* 前欠。

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三毛四一五 (佐渡領地者受封地尾分印章賜候儀無之ニ付書付断簡)

(明治)

状 一

* 佐渡は石河光晃のこと。後欠。

三毛四一五 (断簡)

(明治)

状 一

三毛四一六 (書状前書断簡)

(明治)

状 一

三毛四一七 (隔地之儀何事も不行届云々書状断簡)

(明治)

状 一

三毛四一八 (尾分奉還之版籍江御家御領地御調出無之ニ付書付)

(明治二年)

状 一

* 後欠。

三毛四一九 (去月八日御下問之次第出京之朝命ニ付書付案)

(明治)

状 一

三毛四二〇 覚(河本好親類書上)

(明治二年)一〇月

河本好

状 一

* 河本好の二男は河本甲子三(きねぞう・六才)。兄は志村八衛(四七才)、甥(兄の姪)は志村寿太郎(四才)。

三毛四二一 (私受封高之儀ニ付書付案)

(明治二年)一月

状 一

三毛四二二 (道中人馬支之由ニ付書状前書)

(明治)

状 一

* 後欠。

三毛四二三 (御家江御下問之請無之其外書付案)

(明治)

状 一

三毛四二四 (民部省分被仰出候趣ニ付書付)

(明治)

状 一

三毛四二五 (藩知事被為蒙仰候上者御藩政者朝制之儀申迄も無之ニ付書付案)

(明治二年)

状 一

三毛四二六 (書状断簡)

(明治)

状 一

* 丹羽淳太郎(賢)の名前が出てくる。

三毛四二七 (反古紙)

(明治)

状 一

三〇四一六	(出京仕度其外ニ付書状案)	(明治) 二月	御名↓志水武雄様	状	一
三〇四一六	(私領地之儀御下問之次第奉敬承ニ付書付案)	(明治元年) 十一月	石河太八郎↓弁事 御役所	状	一
	* 弁事は明治元年二月三日創設。明治二年七月八日、太政官中の弁官となる。				
三〇四一七	(文学局授読其外ニ付書付)	(明治)	(河本) 好	状	一
三〇四一七	(私禄高等取調方歎願ニ付書付案)	(明治)		状	一
	* 後欠。				
三〇四一七	(兵事ハ武門第一与申儀ニ付書付奥書)	(明治) 一〇月		状	一
	* 前欠。				
三〇四一七	(認方ニ付文言思食被為在候は、何度旨書付)	(明治)	(河本) 好・(浅井) 文五左衛門	状	一
三〇四一七	(別紙原案取調奉入御覽ニ付書付)	(明治)	(飯沼) 五百之進・(河本) 好	状	一
	* 前欠。				
三〇四一七	(今度十分一を以適宜改正ニ付書付前書)	(明治)		状	一
	* 後欠。				
三〇四一七	(私受封地ニ付去八日御下問之次第敬承之旨書付断簡)	(明治) 十一月	石河太八郎(光晃) 家来	状	一
三〇四一七	(私領地之儀御下問之次第奉敬承ニ付書付案文)	(明治) 十一月	御名	状	一
三〇四一七	(御和解書を以て御周旋其外ニ付書状)	(明治) 九月六日	秋元壮助・河本好・浅井文五左衛門 ↓清水健三郎殿・天野良治殿・ 近藤寛次郎殿・鈴木小左衛門殿	状	一
三〇四一七	(禄高現石譜代家来人員等再取調ニ付書状案)	(明治) 十一月一九日	石河太八郎(光晃) ↓中村修之進様	状	一
三〇四一八	(佐渡受封地由緒ニ付書付案)	(明治)		状	一
	* 佐渡は石河光晃のこと。				

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三七四一八一 (本家石河太八郎禄高書上ヶ方奉命ニ付書付案)

(明治)

状 一

*後欠。

三七四一八二 (飯沼殿口達書付)

(明治)

状 一

三七四一八三 (正光公後室・忠喜公室書上)

(明治)

状 一

*二代石河正光の後室は竹腰正信女、五代石河忠喜室は竹腰正武女と記載あり。

三七四一八四 (私領知壺万石受封之判物差上ニ付歎願書案)

(明治二年)六月

状 一

*端裏に「草案 一二」と記載あり。

御名

三七四一八五 (川口太郎左衛門儀去十四日東京江罷登其外ニ付書状)

(明治)

状 一

三七四一八六 (私租税高御版籍中江混し候而者恐入ニ付書付案)

(明治)

状 一

*端裏に「再艸」と記載あり。

三七四一八七 覚(河本友蔵親類書)

(明治二年)

状 一

三七四一八八 (加島作右衛門在東京中文學局授読ニ付書付)

(明治)

(河本)好

状 一

三七四一八九 (去月八日私江御下問之次第出京御請ニ付書付案)

(明治二年)二月

御名↓志水武雄様

状 一

*端裏に「草案」と記載あり。

三七四一九〇 (佐渡版籍之儀ニ付書付)

(明治)

状 一

三七四一九一 (御附属ニ付御家之儀者御国高外之儀明白ニ付其外書状)

(江戸)一〇月二三日

河本好・浅井文五左衛門
↓秋元莊助殿・天野良治殿・
近藤寛次郎殿・鈴木小左衛門殿

状 一

三七四一九二 (為病氣発途遅刻ニ付書状)

(明治)

状 一

三七四一九三 (御下問之次第ニ付書付寛)

(明治)

状 一

*貼紙とも。裏書あり。反古紙。

三七四一四	覚(二男甲子三書上)	(明治二年)一〇月	河本好	状	一
三七四一五	(旧幕府の受封之判物内国事務局江差出ニ付書付断簡)	(明治)		状	一
	*前後欠。				
三七四一六	(藩士之内在所有之者之年貢除地ニ付書付)	(明治)		状	一
三七四一七	(書付取調入御覧ニ付書付)	(明治)	(浅井)文五左衛門	状	一
	*裏面に「課知」と記載あり。				
三七四一八	(宿疾ニ付当職辞職願案)	(明治)七月	御名	状	一
	*端裏に「草案 壱」と記載あり。				
三七四一九	(書状前書断簡)	(明治)		状	一
	*後欠。				
三七四二〇	(水彦江解キ方承知ニ付覚)	(明治)カ		状	一
	*「水彦」は水野彦三郎(忠雄)のこと。				
三七四二一	(御版籍一条ニ付書状)	(明治)五月五日	飯沼五百之進・河本好↓天野良治殿	状	一
三七四二二	(川口太良治御藩制ニ付被召候ニ付書状)	(明治)		状	一
	*前後欠。				
三七四二三	(第一御家中一和・第二名古屋藩より難題不申懸 其外書状)	(明治)	(河本)好	状	一
三七四二四	(私受封高之義ニ付書付案)	(明治)二月	御名	状	一
三七四二五	(紙片)	(明治)カ		状	一
三七四二六	(御持参之御用書類状箱ニ入引戻可被成ニ付書状)	(明治)六月二日	飯沼五百之進・河本好↓鈴木小左衛門殿	状	一
三七四二七	(受封高之儀ニ付御達之趣ニ付書付案)	(明治)二月	御名	状	一
	*端裏に「草案 壱」と記載あり。				

番 号 表 題	年月日	差出(作成)↓宛所	形態・数量
三七四一〇八 (家来之者拝謁ニ付書状案)	(明治)二月	石河太八郎内 油井又五郎 ↓田立小兵衛様 御側衆様	状 一
三七四一〇九 (支配地旧跡高・現石高天裁之儀ニ付書付案)	(明治)		状 一
三七四一一〇 (建中寺山門各院並順覚)	(江戸)		状 一
*三七四一一〇、三七四一二二の括り紐とも。			
三七四一二二 (異国船渡来之節取計方御改正ニ付書付)	(江戸)三月		縦 一
三七四一三三 御逆修御入用代之覚	(江戸)丑五月		状 一
*包紙とも。包紙に「石賦」と記載されている。			
三七四一三三 (石川正章建立の大雄禪院碑文写カ)	(元文三年カ)		状 一
*三七四一三三、三七四一二五の包紙とも。包紙に「御逆修石賦草案」と記載されている。虫損大。			
三七四一三四 (石川正章逆修石碑碑文カ)	(元文三年カ)		状 一
三七四一三五 (札)	(元文三年カ)		状 一
*「御逆修碑陰 笠高中ニテ四尺三寸 両脇八三尺八寸三分 横巾壹尺八寸」と記載されている。			
三七四一二六 (上京被遊之時行列其外留)	貞享四年		横 一
*三七四一二六、三七四一二七の包紙・紐とも。破損大。取扱注意。			
三七四一二七 口上(実母快驗御祝等ニ付書付)	(江戸)		状 一
*破損大。取扱注意。			
三七四一二八 年頭ニ付御宮江前大納言様御名代之次第	(江戸)二月	尊寿院	縦 一
*三七四一二八、三七四一三三を括っていた紐とも。			
三七四一二九 (年頭ニ付三之丸御宮江前大納言様御参詣ニ付書付)	(江戸)二月一六日	渡辺半九郎↓遠山伊豆守殿	状 一
三七四一三〇 (拙者病氣難相勤ニ付書状)	(江戸)二月一六日	遠山伊豆守↓石河太八郎様	状 一
三七四一三三 (明十七日三之丸御宮名代ニ付書付)	(江戸)二月一六日	渡辺半九郎↓遠山伊豆守様	状 一

三七四十三 (尾張様分御拝領物ニ付御使有之節之書付) (江戸) 縦 一

* 三七四十三、三七四十三を括っていた紐とも。

三七四十三 (上々様より御使を以御拝領物等之節取扱方ニ付書状) (江戸) 五月一日 柿崎長左衛門↓堀田郷右衛門様 状 一

三七四十二 (中納言様より御使を以御拝領物等之節取扱方ニ付書状) (江戸) 一月一日 平岩覚一↓吉田清蔵様 状 一

三七四十三 定式帳書拔(尾張様中務大輔様分御使御座候節御案内ニ付) (江戸) 状 一

* 中務大輔様は高須松平家を指す。

三七四十三 (御同姓土佐守子息并右膳殿舎弟御願ニ付書状) (江戸) 状 一

* 破損大。

三七四十三 覚(川瀬治左衛門・堀田郷右衛門ほか一名江戸御供 享保五子年二月二十四日 召連ニ付) 状 一

* 破損大。

三七四十三 (挾箱持等人足書上) (江戸) 状 一

* 包紙とも。破損大。

三七四十三 尾州御留守年中御名代御定 (江戸) 状 一

* 三之丸・建中寺・定光寺などの参詣日が記載されている。

三七四十三 内密口書(西石一条淡州江内談ニ付) (江戸) 四月二日 渡辺半蔵↓石太八郎様 状 一

* 三七四十三、三七四十三が入っていた封筒とも。

三七四十三 城州より来紙之写(乗物日覆之義ニ付) (江戸) 状 一

三七四十三 (供減方城州江問合之儀ニ付書状) (天保一三年) 正月二五日 (渡辺)半蔵↓(石河)太八郎様 状 一

* 三七四十三、三七四十三が入っていた封筒とも。年代は封筒に記載されている。

三七四十三 御殿明倫堂評定所供立 (江戸) 状 一

* 下げ札あり。

石河家文書目録(十七)

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三毛四十三四 年寄加判供立

(江戸)

状 一

*下げ札あり。

三毛四十三五 (上使者毛類御用候心得ニ付書状)

(江戸)四月二五日

渡辺半蔵↓石太八郎様

状 一

*三毛四十三五、三毛四十三七を包んでいた封筒とも。

三毛四十三六 (御名代・上使・年頭其外毛類日覆御用ひ御座候哉ニ付書付)

(江戸)

状 一

三毛四十三七 副書(御供増之節ニ付)

(江戸)

状 一

三毛四十三八 (今日御条目被仰出候付書付)

(文久三年)二月三日

播田与左衛門↓石河出羽守様

状 一

*三毛四十三八、三毛四十三九を括っていた紐とも。

三毛四十三九 諸法度條々

文久三年亥二月三日

状 一

*十六代徳川義宜襲封後に家中に発せられた諸法度。歴代の内容とほぼ同じ。

三毛四十四〇 (年始御祝儀申上ニ付書状案)

(江戸)正月二日

石河太郎八(花押)
↓竹山城守様 参人々御中

状 一

*端裏に「案文」と記載されている。

三毛四十四一 (中山道宿々移動ニ付動向書付)

(江戸)八月朔日

近藤寛治郎

状 一

三毛四十四二 (御家中之輩末々子弟等ニ至迄明倫堂江罷出學問修行ニ付書付)

(江戸)二月

状 一

三毛四十四三 覚(桧・松代金書上)

(江戸)

状 一

三毛四十四四 御意振(滝川又左衛門・渡辺半九郎諸大夫江仰付ニ付)

(江戸)

状 一

*三毛四十四四、三毛四十四五を括っていた紐とも。

三毛四十四五 御意振(横井伊折介老年迄精勤ニ付八丈縞式反・紅羽二重ニ反差遣旨)

(江戸)

状 一

*糊継ぎ剥がれ。

三七四一四 (滝川又左衛門・渡辺半九郎江諸大夫仰付之次第書付)

(江戸)

状

一

*三七四一四と関連したもの。

三七四一四 覚(経義考其外書籍代金書上)

(江戸)二八日

状

一

*三七四一四、三七四一五を括っていた紐とも。

三七四一四 覚(字典・文選其外書籍代金書上)

(江戸)正月二八日

状

一

三七四一四 品書直段附

明和六年

状

一

*木版刷り。

三七四一五 御用所御薫物御薬品々々

(寛延二年)六月

状

一

*木版刷り。端裏書「寛延二已春」。

三七四一五 (金香丸効能書写)

(江戸)

状

一

三七四一五 箆細工桑細工所(広告)

(江戸)

状

一

*摺物。

三七四一五 きよき人取あつかい之事

(江戸)

状

一

(うんどん・にんじん・れんこん書付)

三七四一五 諸白直段定

(江戸)卯二月

状

一

*摺物。

三七四一五 (痛候歯・歯茎之儀ニ付養生覚)

(江戸)

状

一

*胡桃子・山椒・生塩による治療法。

石河家文書目録(十七)

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三七四一五 (辟瘟丹処方書上)

(江戸)

状 一

* 辟瘟丹は回春薬。

三七四一五 (藤原高光書付)

(江戸)

状 一

* 三七四一五、三七四一六を括っていた紐とも。

三七四一五 (木下勝俊履歴覚)

(江戸)

状 一

* 木下勝俊は木下長嘯子の名で知られる歌人。若狭少将。虫損大。

三七四一五 (朝鮮国二使(朝鮮通信使三使書付)

(江戸)

状 一

* 朱書にて傍注あり。

三七四一六 (病時酒の効用覚)

(江戸)

状 一

三七四一六 (漢詩書付)

(江戸)

状 一

* 三七四一六、三七四一五を括っていた紐とも。

三七四一六 (徒然草抄)

(江戸)

状 一

* 破損大。

三七四一六 (思無邪二付詳解)

(江戸)

状 一

三七四一六 (弘長百首七玉ノ集)

(江戸)

状 一

* 断簡。

三七四一六 竹ハ君子

(江戸)

(石河光當)

状 一

* 端裏に「竹ハ君子トハ如何ト尋人ニ書而遣ス下書 光當」と記載されている。虫損大。

三七四一六 霰餅之秘法・時雨餅共

(江戸)

状 一

* 三七四一六、三七四一七を括っていた紐とも。端裏に「兵部□大へ如此伝授致置」と記載されている。

三七四一六 求肥の方

(江戸)

状 一

* 包紙とも。求肥は餅米、中白糖等を用いた食物。

三三四一六 大坂とらややうかん法(羊羹作り方) (江戸) 状 一

三三四一七 雪の下之法(下書き) (江戸) 状 一

* 食物の調理法。

三三四一七 玉簾の法 (江戸) 状 一

* 玉簾はうどんの粉・白砂糖・山椒の粉・白胡麻を赤味噌に練り込んだもの。

三三四一七 玉簾の法 (江戸) 状 一

* 三三四一七と同じ。

三三四一七 八しほ之法 (江戸) 状 一

* 他に「こし芋の仕方」等あり。

三三四一七 (餅菓子製法書上) (江戸) 状 一

* 山椒餅・はぜ餅・さつさ餅・花月餅等一二種の餅製法を書き付けたもの。巻末に「あんの拵」あり。

三三四一七 菌漬方(菌類漬方作法) (江戸) 状 一

* 三三四一七、三三四一八を括っていた紐とも。

三三四一七 薬冬瓜酒ノ方 (江戸) 状 一

三三四一七 (野菜等調理法) (江戸) 折紙 一

三三四一七 (豆腐調理法書付) (江戸) 状 一

* 糊継ぎ剥がれ。

三三四一七 (鳥油漬御法書被進ニ付書状) (江戸) 九月三日 小森忠兵衛 状 一

↓三尾惣大夫様・飯沼只右衛門様

* 三三四一六には三三四一七が包みこまれていた。堀田相模守様御伝の御法書。糊継ぎ剥がれ。

三三四一七 油漬鳥仕様 (江戸) 状 一

* 包紙とも。包紙に「書付」、端裏に「堀田相模守殿今来ル書付」と記載あり。

三三四一八 新方 時雨貝之方(作り方書付) (江戸) 状 一

石河家文書目録(十七)

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三毛四一八 (とろろ・このわた・たこ加工法)

(江戸)

状 一

三毛四一八二 (料理書上)

(江戸)

状 一

* おろし大根・えのき茸・松茸などの吸物等。

三毛四一八三 (玉子酒其外作り方書付)

(江戸)

状 一

三毛四一八四 (延齡酒作り方書付)

(江戸)

状 一

三毛四一八五 鯛味噌之方(作り方書付)

(江戸)

状 一

* 虫損あり。鯛味噌は大鯛・赤味噌・古酒・水を用いた食物のこと。

三毛四一八六 鯛味噌之方(作り方書付案文)

(江戸)

状 一

* 糊継ぎ剥がれ。

三毛四一八七 有栖川様御内中村種五郎早追にて登り鳴海通行ニ付

(慶応四年)

状 一

承り候趣(下野国宇都宮城江脱走之賊徒屯集戦争ニ付)

四月二九日

* 三毛四一八七、三毛四一八六を括っていた紐とも。

三毛四一八八 出兵隊ニ為物背(飯山ニ而一戦浮浪之者散乱ニ付)

(慶応四年)

状 一

閏四月朔日

三毛四一八九 (阿部直助儀土山宿今急行着同夕桑名宿江立帰

(慶応四年)

状 一

其外ニ付覚)

閏四月三日

* 阿部直助は田宮如雲附属のこと。ほかに馬場多喜助が与八郎方へ書状を遣わすことが記載されている。

三毛四一九〇 越後斥候(出雲崎近辺水浪市川三左衛門初五百人

(慶応四年)

状 一

其外状況書上)

閏四月一〇日

↓中津川村浄土宗大泉寺 泰民江

* 「水野内蔵・松本省菴より申越、大泉寺僧ハ渡辺半蔵家来安并許六叔父之由」と記載あり。

三毛四一九一 写(大政御一新且御元服大札ニ付公家衆出仕其外ニ付)

(慶応四年)

状 一

三毛四一九二 (信州高須御領分戦況ニ付阿部直助を以申越書付)

(慶応四年)

状 一

閏四月三日

* 阿部直助は京都市中取締所調役田宮如雲方附属。

三七四一・五

評議物覚(行政官申達に用いる文字につき問合せ)

(明治)辰一〇月

状

* 「被仰出」「被仰下」「被仰付」「御沙汰」を使用せず、「申付」「申達」などと改めることなどが記載されている。

三七四一・五

(六月四日御参内龍顔御拝被遊ニ付書付)

(慶応)明治

状

三七四一・五

御領高御書上之事(犬山今尾領知高引分方)

(慶応)

状

三七四一・六

(見事之御軸頂戴屋壁光輝を生し候ニ付札状)

(慶応)明治

状

三七四一・七

新聞 第十七 四月十八日出板新聞ノ訳
(会津国内の士民への布告文外)

(慶応)四月

状

* 北方諸侯の動向などが記載されている。

三七四一・九

(与八郎方凱旋之儀ニ付塩尻より大久保寛輔急行昨夜着
ニ付書状)

(慶応四年)五月二十九日

状

三七四一・九

覚(将軍家上覧相撲ニ付)

(寛政三年)六月

吉田善左衛門

状

* 三七四一・九三七四一・一〇三を括っていた紐とも。端裏に「相撲之式」と記載されている。糊継ぎ剥がれ。

三七四一・一〇〇

(相撲故実之事)

寛政元酉年十一月

細川越中守家来 吉田善左衛門

状

* 谷風横縄免許ニ付別紙之写あり。糊継ぎ剥がれ。

三七四一・一〇一

(寅四月八日浜御殿ニ而上覧相撲取組)

(寛政六年)

状

三七四一・一〇二

(上覧相撲土俵絵図)

(寛政)

鋪

* 三七四一・一〇二の浜御庭上覧相撲の時のものか。縦二九・二×横三八・四cm。

三七四一・一〇三

(相撲取組)

(寛政三年)六月二一日

状

* 結びは谷風・小野川(谷風の勝利)。糊継ぎ剥がれ。

三七四一・一〇四

(石河太郎八御側大寄合御用見習被仰付ニ付)

(享和二年)

状

八月二四日

* 三七四一・一〇四三七四一・一〇六を括っていた紐とも。石河太郎は光豊(享和三年死去)のこと。

番号表題	年月日	差出(作成)↓宛所	形態・数量
三七四一〇五 (御側大寄合御用見習被仰付候ニ付年寄衆被申聞候旨書付) *端裏に「五味半馬(以下破損)」と記載された貼紙あり。	(享和二年) 八月二四日	(石河光豊)	状 一
三七四一〇六 (御側大寄合御用見習被仰付候御札) *御前(十代斉朝)・姫君様(斉朝正室淑姫)・聖聰院様(従姫、九代宗睦養子治行正室)への献上・御札を書き付けたもの。	(享和二年)		状 一
三七四一〇七 (又左衛門跡役之義ニ付書状) *紙の継目に朱印あり。三七四一〇七、三七四一〇八を括っていた紐とも。	(江戸)七月二三日	駿河守↓(石河)佐渡守(光晃)様	状 一
三七四一〇八 (半三郎跡又左衛門仰付候様其外駿河方より御相談ニ付書状)	(江戸)七月二五日	(成瀬)隼人正(正肥) ↓(石河)佐渡守(光晃)様	状 一
三七四一〇九 四月廿日書拔(万石已下之五十歳以下之面々月切乗物之儀相止候付ニ付) *三七四一〇九、三七四一一三を括っていた紐とも。	(江戸)四月		状 一
三七四一一〇 (河野豊前守様より御先挟箱御持せ被成候哉之旨仰聞ニ付書状)	(江戸)六月二日	柳生但馬守内吉村又左衛門 他一名	状 一
三七四一一一 四月廿四日書拔(此間被仰出候月切駕籠追加之由ニ付)	(江戸)巳四月		状 一
三七四一一三 (先挟箱為持候儀ニ付御触書写)	(江戸)卯正月		状 一
三七四一一三 (先挟箱為持候儀中絶之処元の如く為持候旨書付)	(江戸)四月	石河伊賀守(光當カ)他一名	状 一
三七四一一四 (御手前実娘初治郎江娶合候様御意ニ付書付) *三七四一一三、三七四一一三を括っていた紐とも。初治郎(初次郎)は石河光豊のこと。	(安永)正月一五日	石河伊賀守	状 一
三七四一一五 (伊賀守嫡石河初治郎初而御目見ニ付御次第写) *端裏に「御次第写」と記載されている。	(安永)二月一日		状 一
三七四一二六 (悴嘉吉前髪取・額角立頼入ニ付書拔)	(寛保)	志水甲斐守	状 一

*端裏に「書拔」と記載されている。寛保三年六月・寛保元年十一月の書付。

三七四三三七 (初而御目見之御札ニ付書付) 状 一

*初治郎(石河光豊)の初御目見に関するものか。

三七四三三八 (初治郎殿初御目見ニ付書付) 状 一

三七四三三九 (石河初治郎儀願通太郎八与致改名候様御事ニ付書付) 状 一

三七四三三〇 (渡辺半十郎悴半七前髪執之義ニ付書拔) 状 一

*袖裏に「書拔」と記載されている。

三七四三三三 (初治郎前髪執勝手次第ニ付申渡) 状 一

*貼札一点剥離「伊賀守殿」。

三七四三三三 女中御屋敷とへ出候節衣服の心得 状 一

*三七四三三三、三七四三三四を括っていた紐とも。「老女」「女中」「御次役」「御ちゝ」「御中居」「御茶之間」について外出時の衣服心得が記載されている。掛紙あり。
三七四三三四と関連するか。

三七四三三三 被仰出之書付写(御勝手不如意ニ付書付) 状 一

三七四三三四 覚(女中衣服制之儀ニ付) 状 一

(江戸)西二月
寛政二戌年

